

平成 18 年 3 月 28 日

各 位

会 社 名 スカイマーク エアラインズ株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 西久保 慎一
(コード番号 9204 東証マザーズ)
問合せ先 取締役経営企画室長 有森 正和
(TEL 03-5402-6767)

本日の判決を受けてのお知らせ

(国土交通大臣あて、北海道国際航空株式会社に対する新規優遇枠を使用し
運航を行う許可の取り消しを求める行政訴訟の件)

当社は、平成 17 年 1 月 26 日に東京地方裁判所あて、国土交通大臣に対し北海道国際航空株式会社が新規優遇枠を使用して混雑飛行場（羽田空港）にて運航を行うことの許可の取り消しを求め提訴しておりましたが、本日、東京地方裁判所において当社の敗訴判決が言い渡されました。

弊社の主張が認められなかったことは、国空事第 301 号・平成 16 年 9 月 30 日「東京国際空港の発着枠の利用について」(羽田基本通達)の新規優遇枠等の配分基準どおりに羽田空港の発着枠が、配分されないということであり、新規航空会社等の市場参入・拡大による競争促進が阻害され则认为ます。これによる、当面の事業上の損失はありませんが、自由競争を阻害し、規制緩和を有名無実にする判決である则认为ます。

以 上